

6 空家等の利活用の促進（基本方針③）

6-1 市場活用の原則

既存住宅の流通と空家等の利活用を促進するにあたっては、事業者等に比べて専門的知識や経験の少ない所有者等へ配慮しつつ、可能な限り市場機能の活用を図ることを重視した施策を展開することが求められます。

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

6-2 市の役割と取組み

本市においては、民間不動産取引が活発に行われている現状から、資産活用に対する情報提供や相談機会の充実などの後方支援を行うことにより、空家等の円滑な市場流通や地域住民等による空家等の有効活用を促進します。

(1) 中古住宅の流通促進

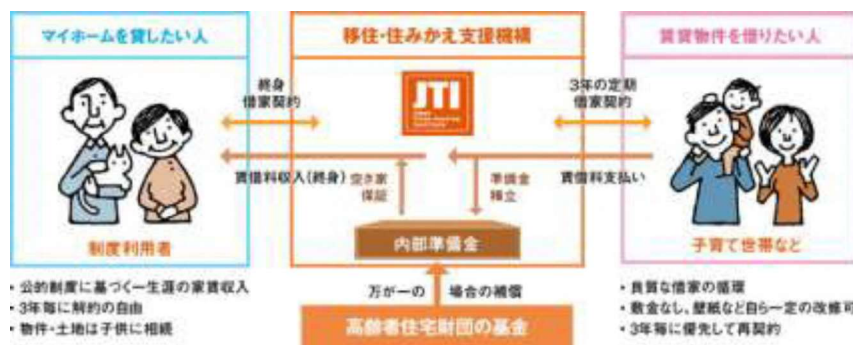
中古住宅の賃貸・売買に関する様々な情報を所有者等に対して発信し、空家等の円滑な市場流通を促進します。

[主な取組み]

- ・空家等に関する相談機会の充実（P39 参照）
- ・マイホーム借上げ制度に関する情報提供

【参考】一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）の取組み

マイホーム借上げ制度 住みかえを希望しているシニア（50歳以上）のマイホームを借上げ、それを子育て世代を中心に転貸します。シニア世代は、自宅を売却することなく住みかえや老後の資金として活用することができ、子育て世代は、広い一軒家等の良質な住宅に入居することができます。



図：一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）HPより

※小金井市は、一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）の取扱認定を受け、紹介窓口となっています。

